

3月15日(金)
(第3日)

令和6年第1回高森町議会定例会（第3号）

令和6年3月15日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

日程第 1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第 2 特別委員長報告について

日程第 3 議員派遣の件について

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巖 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君		
生活環境課長兼TPC事務局長	二子石 誠 君		
建設課審議員	高崎 康誌 君	教育委員会審議員	石井 佑介 君
農林政策課課長補佐	土井谷 颯 君	税務課課長補佐	法花津 和明 君
政策推進課課長補佐	馬原 孝平 君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財 政 係 長	木村 允哉 君	子ども未来係長	楠田 優香 さん

介護保険係長 代宮司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 緒方 久哉 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

議案第8号、工事請負契約の変更について、議案第9号、ふるさと応援事業基金設置条例の制定について、議案第10号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定について、議案第11号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正について、議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第19号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第20号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第21号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第22号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第23号、令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算について、議案第25号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号、令和6年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第28号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、議案第29号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、各常任委員会に付託していただきましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

それでは、総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件は、議案第8号、工事請負契約の変更につ

いて、議案第9号、ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定について、議案第10号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定について、議案第11号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正について、議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算について、議案第30号、令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、契約変更1件、条例4件、予算2件、特別会計予算1件、計8件及び閉会中の継続調査についてを審議しました。

本定例会中、総務文教常任委員会を3月13日午前10時より議場にて開催し、委員全員出席のもと、教育委員会事務局、政策推進課、総務課、TPC事務局、生活環境課、税務課の順に課長、課長補佐、係長、課員より説明を受けました。

まず、議案第8号、工事請負契約の変更の件です。本契約は、令和5年第3回高森町議会臨時会にて議決された南阿蘇鉄道高森駅周辺整備第2期工事、「(B工区)」と言います、の請負金額を「4億8,290万円」より「4億8,929万9,360円」に変更するものです。本事業は、繰越予算として4億9,003万1,000円として令和4年補正予算にて議決をしております。

経緯として、一度入札しましたが、人件費、資材費の高騰などの要因により入札不調になっている案件です。そこで、繰越予算でもあり、令和5年度内に工事完了をするため、工事工数を省き、再度入札にかけ、令和5年7月12日に行われた臨時会にて請負契約を締結しました。今回の契約変更の639万9,060円の追加内容は、工事も終盤に入り、請負業者と担当課の話し合いにより、当初予定の工事の一部追加、椅子設置場のステンレスひさし取付工事、津留氏石碑移動後の埋め戻し、無電柱化に関する地中の整備工事、路盤整備をするものです。

この件に関しましては、担当課の説明が正しく伝わらず、議員の中でも疑義を生じる事態となりました。例えば、石碑の移動の件ですが、今回の契約変更の予算で工事をするというふうに当初伝わっておりました。ただ、この石碑移動の事業は、令和5年第3回臨時会にて議決された契約の中に入っている工事であり、これは仕様書にて確認をしております。

委員会としましては、もし議員等、質問があり、即答ができない場合、一旦担当者はそれを持ち帰って正確な情報を伝えるようにと注意をしております。さらに、昨日ですが、特別委員会終了後、担当課員と現地視察にて契約書をもとに詳細な説明を受けております。

以上、追加の工事及び金額には妥当性があること、そして当初議決した予算の範囲内であることより、委員全員一致で可とすることに決しました。

次に、議案第9号、ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定についてです。本条例は、事業を行うにあたり、町は借金をします。これを「町債」「起債」という言い方をします。このうち約7割、これはざっくりですが、7割は交付税措置にて返ってきますが、残り3割は自己負担イコール町の税金から支払うという形になります。その3割をふるさと応援寄附者の意向に沿った事業の償還に充てるというものになります。将来的には既存の町債の繰上償還も視野に入れるということでした。

次に、議案第10号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定についてです。もともと高森町奨学資金貸付条例がありましたが、大きな変更点として、教育機関を卒業後、貸付期間と同期間以上、高森町に住所を置き、居住して、就業、就職し、地域コミュニティの維持、貢献を認められれば償還を免除するという条文が入ったことがあります。本条例制定につき、高森町奨学資金貸付条例は廃止となります。

次に、議案第11号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正についてです。この改正は、マンガ学科に限定していた第1条、第2条の「マンガ学科」を削り、全生徒対応とする改正になります。

次に、議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてです。この改正により、1つは「搜索」が追加、1つは出動報酬が災害の場合「1日2,000円」だったところが、災害、先ほど追加になった搜索とも「1日8,000円」「半日4,000円」と変更されております。

以上、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第17号の条例の制定及び一部改正については、慎重なる審議をした結果、全員一致で可としました。

続きまして、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてです。

まず、繰越明許費補正、繰越明許費とは次年度に完成をしなければいけない事業のことを指します。主なものとして、教育の情報化10年史制作業務委託料、南阿蘇鉄道高森駅周辺整備第2期工事（C工区）、そして高森町民体育館解体工事が上がりました。教育の情報化10年史制作業務委託料及び南阿蘇鉄道高森駅周辺整備第2期工事については、支出にて説明をいたします。高森町民体育館解体工事は、アスベストの使用が見つかり、作業工程の見直しによる工期の変更があるという旨の説明を受けました。また、アスベスト処理に関して追加で予算計上する可能性もあるということを聞いております。

歳入歳出の歳入についてですが、湧水トンネル公園入園料が750万円予算より落とされて、収入としては約3,060万円となっております。これは、完全に見込み違いというふうに報告を受けております。ちなみに、新年度予算では収入3,

100万円を計上しており、コロナの影響も薄れた状況を考え、収入増を期待しているところであります。

支出のほうは、主に地域おこし協力隊の人員確定による予算の減額が多くありました。

事業としまして、先ほど繰越明許で話しました南阿蘇鉄道高森駅周辺整備工事（C工区）があり、これが高森駅として最後の工事となります。主なものとして、ロータリーや周辺舗装工事、周辺の付帯工事になります。完成後にこの施設を含め、委員会で実地調査をしたいと申し入れております。

そして、教育の情報化10年史制作業務委託料です。経緯としては、当初の予算が172万円だったが、書籍の発行の事前協議によって150ページほど増やし発行する必要性が生じたことにより125万円を追加し、計297万円の契約となったという旨の説明がありました。事業の進捗として、編集及びTPCアーカイブにQRコード化をするのに時間を要し、繰越明許になったと説明を受けております。

問題となった指摘は、同款、同項、同目内の委託料の間において今年度執行見込みのない予算残額をこの事業に充当したことです。前置きとして、同節内の移動でもあり、契約金額内で事業内容の理解はするが、オンライン英会話の事業予算を充当するのではなく、本事業の予算不足分を補正予算として計上すべきであり、事業と予算の重要性を認識してほしいと指摘をしております。そして、事業や金額の変更等あった場合は、速やかに委員会に報告をし協議をするよう要請をしております。教育委員会事務局として真摯に受け止め、今後の予算執行のあり方、事業の認識を深めていくという返答を受けております。同事業に関しては、繰越予算調整に伴うものであり、契約金額の変更もなく、完成予定は5月13日を見込んでいるとのことです。

議案第18号については、以上、慎重審議をした結果、可とすべきものと決しました。

次に、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算についてです。

新年度予算は、意欲的な施策が多く上程されており、特に注目が高かった事業を報告いたします。

まず、教育委員会事務局ですが、先ほど条例制定で説明した高森町次世代定住促進奨学資金貸付制度です。単年で大学生8名、高校生4名、計600万円の予算を計上しております。事業の名のとおり、教育機関を卒業後、貸付期間と同期間以上、高森町に住所を置き、居住して、就業、就職し、地域コミュニティの維持、貢献を認められれば償還を免除する制度は、エッジが効いていると感じます。返済免除の査定は、申請書を毎年提出していただき、確認するとのこと。また、現在の奨

学金制度を利用されている方で上記該当者がいるかという質問が出て、現在のところ、その該当者はいないという回答がありました。もし該当者がいれば相談に応じるとのことで、予算議決後に窓口が設けられますので、興味のある住民の皆さまは問い合わせただけたらと思います。なお、財源は、高森町の将来を担う人材育成基金からとなっております。

次に、中学生によるUD-e スポーツゲームソフト開発支援事業です。これは、先般、子ども議会が開催され、子ども議員チームより提案があった事業です。高齢者が利用可能なUD-e スポーツソフトを中学生がプログラマーと連携して開発をします。共同で作り上げ、実際に使っていただく経験は、社会的意義とともに、成功体験として心に残る事業になると思います。これは、町の単独予算でスピード感のある取り組みとなっております。

続いて、政策推進課の予算です。

まず、Tポイント制度構築事業です。この「T」は「たかもり」と、「たかもりポイント制度構築事業」と呼びます。町内での買い物や飲食、住民健診やイベント、ボランティア活動への参加にてポイントを付与し、たまったポイントは制度加盟店舗で使うことができるだけでなく、家族や知人にポイントを送付することも可能な取り組みとなっております。カードを使い、町民のみならず、町外の方もカード取得ができ、町内での取り組みが町内の経済活性化へつながるスキームとなっております。今年は整備構築の年として、来年4月よりスタートを予定しているとのことでした。実際の運用にかかるランニングコストなどはまだ未知数の部分はありますが、委員会として進捗を見ていきたいと思います。財源は、国のデジタル田園都市国家構想交付金が半分、残り半分はふるさと応援寄附金の活用としております。

次に、自治体ライドシェア実装委託事業です。これは、自家用有償旅客運送制度を活用し、自治体ライドシェア研究会と連携、過疎地における交通状況や移動データを収集し、調査及び実証実験を行うものです。タクシーの補完としての位置づけになるかと思えます。定時制のバス、利便性のライドシェアという形になっていくかと考えます。まずは調査、そして実証実験という形になります。

総務課関連では、宿直業務委託事業が上げられます。この事業は、名のとおり、宿直業務を廃止し、民間警備会社へ委託する事業です。なお、日直業務は継続となり、男女職員で対応すると報告が上がっております。現在は、宿直職員が宿直後、通常業務をしており、働き方改革関連法の施行もあり、見直しの必要もあると考えております。ただ、住民の安心度、今までなかったことを新たなシステムにしますので、移行後のバックアップの体制の整備、各種届出書の受け取り体制、防災無線の遠隔テストなどを確実にを行うことを申し入れております。財源は、これに充てる

補助金はなく、一般会計からとなりますが、住民の安心・安全の確保及び職員の負担軽減に役立つものと考えております。新規導入ですので、やむを得ない追加予算が必要になることも想定されます。そのときは、委員会のほうへまた報告とともに上げていただけたらと思います。

その他、様々な事案を所管各課と審議、討論を経て、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算については、可決すべきものと決しました。

最後に、議案第30号、令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計ですが、2,000円の基金であり、可としました。

また、所管事務の閉会中の継続調査につきましては、議席に配付した申し出のとおりと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第19号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第20号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第21号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第22号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第23号、令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算について、議案第25号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号、令和6年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第28号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、議案第29号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についての12議案であります。

3月13日午前10時から、第3、4委員会室において、委員全員出席のもと、住民福祉課、健康推進課、農林政策課、建設課の順に担当課長、審議員、課長補佐、係長の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、令和5年度の最終補正であり、そのほとんどが事業実施に伴う不用額の補正であるとの説明でありました。

委員からは、住民福祉課関係でマイナンバーの取得状況についての質問があり、

2月末での取得率は80%の答弁に対し、残りの2割の町民に丁寧な説明を行い、今後、支障がないよう事務を行っていただくようにとの要望がありました。

健康推進課関係では、令和5年度の住民健診率についての質問があり、12月末時点では51.7%で、3月末まで個別健診を行うことから、令和4年度の54.5%になる見込みであるとの回答でありました。

農林政策課関係では、新規就農者育成総合対策経営開始資金事業補助金で令和5年度は該当者がいなく、事業実施ができなかったとの報告で、委員からは、事業周知を行うとともに、農業活性化に努められるようにとの要望が出されました。

これらの審議を行い、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第19号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、歳入の12款諸収入、4項雑入、5目一般被保険者返納金、1節返納金について質問があり、担当者からは、社会保険と国民健康保険等において届け出の差異により生じた返納金であるとの説明でありました。

その他、補正の概要は、年度末の最終補正であるとのことから、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第20号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第21号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第22号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第23号、令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、年度末の最終補正であるとのことから、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算について、住民福祉課からは、令和6年度高森町一般会計当初予算概要書で「未来のまちづくり事業継承基金」活用事業の10事業について説明を受けました。委員からは、昨年4月に子ども未来係が新設され、これまでもパパママ応援事業等の取り組みが行われている中、令和6年度の事業を行うとなれば担当者の負担は計り知れない。庁舎内において十分な検討をされたいとの意見が出されました。また、現在推進されている窓口サービスの住民評価は非常に良いが、電話対応について多くの町民から指摘を受けることがあるとの意見もありました。併せて、庁舎内の検討をお願いいたします。

健康推進課関係では、民生費、社会福祉費、介護保険事業費、負担金補助及び交付金でケアマネ資格取得・継続支援補助金等の予算が計上されておりますが、本来ケアマネの募集等は事業所が行うべきではとの意見も出されました。人員確保が厳しい中ではありますが、関係機関との協議をされますようお願いいたします。

農林政策課関係では、概要書で説明のあった「ふるさと応援基金」活用事業の高森町農業師匠バックアップ事業について、現状と課題、事業の目的が達成できるよ

う事業推進を図られたいとの意見も出されました。

建設課関係では、土木費の工事請負費で橋梁の架け替え補修工事が本格化する中、道路改修工事や修繕工事とあわせ、十分な検討をされたい。また、土木費の補償、補填及び賠償金の高森町無電柱化事業に伴う設備補償について質問があり、担当課からは、埋設した電線等の各家庭引き込みに係るものであるとの説明を受け、これらの審議を行い、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第25号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算については、令和5年度とほぼ同程度の予算規模を予定している。現在の国保運営は、平成30年度に国保運営の事業主体が熊本県となり、納付金を県へ支払うことにより、県から普通交付金として必要な療養給付費が県から町に支払う仕組みになっております。そのため、熊本県が県全体に必要な医療費の算出を行い、それを基に各市町村の保険料率を算出し、分担させる仕組みとなっております。現在は、各市町村それぞれの保険税率にて課税をしておりますが、保険税率につきましては、令和9年度に標準保険料率への統一、令和12年度に県内保険料率の統一化の動きが予想されます。現在の高森町の税率は、平成30年度の改正以来、据え置いており、令和6年度も据え置いた場合、歳入に不足が生じるため、基金を繰り入れることで今回の当初予算を成立させております。しかし、基金も今回の繰り入れにより底を突くこととなることから、高森町の国保運営協議会において保険料率の引き上げが答申されており、引き上げを行うと急激な被保険者負担の増加になるため、町では段階的に引き上げていくなどの検討を行っています。最終的に税率改正となれば本年6月の定例会にも条例改正案を上程する予定であるとの説明でありました。これらの審議を行い、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第26号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、令和5年度と同程度の予算規模であるとの説明を受け、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第27号、令和6年度高森町介護保険特別会計予算については、3月6日の定例会初日、議案第15号にて可決いただきました高森町介護保険条例の一部改正において第9期の介護保険料が確定し、それを基に予算化されたものであります。事業規模等は令和5年度と同程度であり、これまで取り組んできた町民の健康維持を主体とした事業推進を図るとのことです。このことを踏まえ、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第28号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、議案第29号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、そのほとんどが経常的経費で令和5年度とほぼ同程度の予算規模であることから、委員全員異議

なく、可といたしました。

最後に、閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり決定しましたので、報告いたします。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。

○議長（牛嶋津世志君）各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

一括して各常任委員長さんのほうから委員会の審査の内容、採決の状況等について報告をいただきました。大変お疲れさまでございました。

それでは、まず議案第8号について御質問をいたします。当初提案初日に私のほうから、この契約の変更についてはいろいろ問題があるんじゃないかということを指摘させていただきました。今回契約金額、通常の令和4年度末での契約金額と今回の変更する金額の差が約700万円ほどございます。その700万円の内訳について記念碑の移動であったり、また最初の基本設計の際の分を復活させるとかいうお話をお伺いいたしましたけれども、その点について詳細がわかりましたら、委員長さんのほうから再度その説明をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）先ほど6番議員から質問のあった件についてお答えします。先ほどの報告にもありましたけども、まず、椅子を設置するところのステンレスひさしの取り付けというのがもともとの工事内容にありました。あと、先ほど話がありましたが、石碑の移設はもともとの工事の予算に入っていたものであって、そこはこの度の予算の中には入っておりません。ただ、石碑をどけたところ、その下にあるコンクリ、かなり大がかりなコンクリが入っていたと、二重に入っていたという話ですけども、それをスクエアにするためには取り除く工事が必要であるということ。それと同時に、今、高森町が無電柱化ということで無電柱化の工事をしております。それについて、駅も当然無電柱化という形になりますから、その配管というか、そういうものもしていかなければいけないために、これをきちんと取り除くという工事をしなければいけない、そういうところ、あとは周辺の路盤整備、これもこの予算に入っているという報告を受けております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

聞きますと、この2期工事につきましては、1回目の入札の際は、入札は不調であったということですね。2回目の入札で応札があつて、落札者が今の工事をされ

ている業者さんということでございます。1回目の入札の際には当初から議会のほうにも説明があった基本である設計をもとにした入札が行われております。それが不落であったということで、2回目の入札をやり直しております。その2回目の入札の際に設計、それに金額等を見直しをして、2回目の入札が行われているわけですが、その際に、設計を見直す際に、この部分は削っても大丈夫だろうということで設計の変更をなさって、入札があっております。ですから、基本設計がありながら入札をしたやつは不調であった。だから、手を加えて、要らない部分はなくして、入札をして、応札があつて、落札者が出たということでございます。それが、工事の工期が3月25日と聞いておりますけれども、それを迫って、今になって、その700万円分を復活させるというやり方がいいのか、どうか。これは、令和4年度末に契約をされて、令和4年度の予算の中で繰越明許がされております。繰越明許というのは、概ね令和5年度内に終わらせなければならないということでございます。そうなってくると、今議会においてこれを、契約の変更を認めた場合、この700万円分の工事が終わるかなというふうに考えます。それもありますし、第2回目の入札の際に外したやつを、わざわざ基本設計に入っていたから、またしますよというやり方がいいのかなものかというふうに私としては考えております。ですから、この矛盾について、どうしてもおかしい。施主は、あくまでも役場であるということ。役場が2期工事の入札をする際に設計変更を認めておきながら、今回その認めておいた設計変更の中に設計変更をする際に外しておいたのを再度復活させるというやり方がいいのか、悪いのか。私は、悪いという認識のもとに意見を述べさせていただいております。一度外したやつならば、そのときに要らないと思ったわけだから、それならばそのままいけばいいじゃない。私は、そう考えております。

記念碑の移設についても、記念碑を移設すれば、もともと上は石碑でありましたから、基礎が入っていたのは当たり前。その基礎が意外と入っていたと言われるらしいが、その基礎が入っているのは当たり前であつて、それについて若干の埋め戻しにお金がかかると言われるやり方も、あまりにも行き当たりばったりの感覚が私にはございます。ですから、ボランティアで設計をしていただいたわけではないし、ちゃんと設計についてもお金を払って設計をしてもらっているわけですから、それほど慎重にやっぱり正確に分析はしていただきながら、それで今の2期工事まできているわけでありますので、この件について、昨日、現場のほうにも行かれたということでございますけれども、その現場に行かれた状況等について報告をいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

先ほど質問がありました昨日の現地調査のことについて御報告を申し上げます。

特別委員会が終了後、11時半頃だったと思います。全員が集まったのは、しています。まず石碑が動いているところの確認、そして石碑があった場所、ここの確認、そこはしています。工事が、やはり一番町民の皆さまが心配されているのは、3月の末までに本当に終わるのであろうかというところが一番心配されているところではないかということもありまして、ここは担当課長から担当課員を含めて説明、そして間違いなく3月の末までには工事は終了すると、その分についても全て終了させるという答弁を受けているという形です。

あと、やはり今突貫的な工事でかなりされている部分は多々見受けられますので、付近の安全確認、そういうものも含めてきっちり仕上げるようにということで実調は終わっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

現場を見られて、記念碑を移設されているということでありましたので、移設後にそのまま穴が剥き出しのままなのか、整地されていたのかということをおちょっと教えていただきたかったんですが。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

もともとあった石碑の場所については、まだ土が付近にありましたけども、ただ、まだその下のコンクリを取ったという確認はできてない。それは当然してはいかんことですが、まだその状態であると。ただ、埋め戻す予定か、もしくは路盤整備に使う土砂、それは山で積まれてたというところなんです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）それぞれの議案について一括して各常任委員長のほうから報告がございました。この議案第8号については、まずは、私はいつまでもこの疑念が拭えませんので、分けて採決のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

今回の工事請負契約の変更につきまして、初日に説明を受けました。受ける中で、私が今日の委員長報告を聞くまで、私の感覚としては、要するに2回目の入札を行って、落札をしたと。予算が余っているから、2回目の入札で外した部分をするという話を伺いました。その中で、記念碑を移設すると私は思っておりました。とこ

ろが、今日聞きますと、記念碑は当初の契約の中に入っていたということですが、その下の部分にいろいろ問題があって、今回の補正に至ったというお話でございませけれども、私としての認識としては記念碑を移設するものだという考えの中で今回の変更契約になったというふうに今日の今日まで思っておりました。

ところが、一般質問の中で佐藤武文議員が質問された中で、政策推進課長が記念碑は移設しましたと言われたものですから、これはちょっと待てよと。今回の予算に上がっているものが、もう移設が終わっているのか。要するに、記念碑自体の移設ということで私は認識していたものですから、少し今聞くと話が変わってきたのだなと。今日お話を聞くまでは、これは絶対してはいけないことだという認識をずっと持っていたんですが、基本的に予算額があって、最終的に必要というお話を聞けば納得はしますが、それまでの説明が、私たちが受けた説明が違うことで理解していたものですから。というのは、やはり説明の仕方にちょっと問題があるんじゃないか。初めから記念碑移設は当初からあったんだけど、その下の見えない部分があったので、今回補正しましたということであれば理解の仕方も変わってきたんじゃないかなと思います。

職員さんにもお願いします、やはりそういった中でのやり取りを通していくと、これは反対しなければいけないなということになりますので、やはり説明するときには詳細な説明をしていただかないと、今の今まで私もそういうふうに思っておりましたので、今後、よろしく注意方、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君） 4番、佐藤です。

今、8番、後藤三治議員から事業の詳細について説明が不足していたんじゃないかという御指摘がありましたけれども、実は令和5年6月23日に全員協議会を開いていただいて、この中で説明がっております。こういう紙を配っております。この中に、確かに移設については当初の契約の中に入っているという説明は受けております。ですから、私もこれを確認するために一般質問で聞いたんですけども、我々議員も既に説明してあるものをもう一回確認する必要があるんじゃないかという思いがあります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君） 8番、後藤です。

いろいろお話を伺うと納得する部分があるんですが、私が思っていたのは、要するにB工区の1回目の入札が不落になって、2回目に内容を変えて入札をして、応

札があったと。説明を受けたときに、その中に記念碑は外していたのを、また復活させたというお話を聞いたものですから、当然、今、佐藤議員が言われたことは私も承知しておりますが、2回目の入札の際に記念碑部分を外してあるものと、私どもは入札内容はわかりませんから、外してあるものを、職員から、今度応札された残りの予算があるので、復活させましたというお話を聞いたものですから、それは仕方がないと思う中で、今回議案が出て、もう工事が終わっていたということになるとちょっと問題だなということで、先ほどお話をさせていただいたところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から始めます。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかの議案に対する質疑等を確認いたします。ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

総務文教常任委員会で報告されております議案第17号について御質問を初日にさせていただきました。搜索についても8,000円ということでございまして、消防団の皆さん方に対しては大変ありがたい増額であるかなというふうに思うんですが、ただ、その際に質問をさせていただきました施設入所費をもらって、預かっていらっしゃるその施設から入所者が行方不明になられた場合、その搜索費用の負担はあくまでも行政側のほうでされるのか、それとも施設から出られた場合、その責任をちゃんと施設のほうにもとっていただく意味で、全額負担とは言いませぬけれども、負担を考えているのかという御質問をさせていただきましたけれども、その件についての審査の報告をお願いしたいと思います。

あと、まとめてということでございますから、議案第8号と17号については、できれば、17号についてはその答弁がよければ私は何ら問題ございませんので、よろしいんですが、あと、先般、熊日新聞に出されておりました教育委員会の補正

の問題について私の考えを聞いていただきたいと思いますが、本来、教育史を発行するにあたり予算が組まれております。令和5年に171万8,200円が組まれておりまして、この内容については、令和5年6月、町長の概要書の中からこういうことをしたいと、こういうことをするんだということで報告がなされております。説明がなされております。ということは、これは町長も肝いりで重要案件として概要書に書かれておったわけでありまして。令和6年3月に今回の議会において125万1,000円を補正されております。そして、繰越明許費に193万6,000円ですから、恐らくこの171万8,200円から100万円ぐらひは事前に歳出、支出をされておるものだというふうに考えます。そして、その残った金額と今回補正したお金を繰越明許という形で翌年度に繰り越されたと、事業を延長されたとというふうにとっております。私はですよ。その確認は私はしておりませんが、それに間違いがないのかどうかですね。

それと、あと30ページから170ページにというふうに書いてございましたが、その契約が最初委託契約をされたときには30ページだったと思うんですが、それが170ページに膨れるという認識というか、協議がいつ頃なされたのかということをも確認をしたいと思います。

各管理職の皆さんたちに私の考えを述べますが、予算の変更については、私は、款・項はすべきじゃないと思うんだけど、目・節については、やはり予算の移動、流用等については、その事業、社会情勢等によって仕方ないことかなと思います。そして、またこの流用についても移動についても、これは町長に与えられた、町長が認めればそれは仕方ないということでありまして、それはいいと思うんです。ただ、問題は、私は契約事についてはより正確に契約をすべきだという認識でありますから、やっぱりその委託契約を変更しなければならないというように至ったときがいつであったのかということが一番私は大事であるなど。その変更があった場合について、変更をしなければならないといったときに対して、やはり私は総務文教常任委員会、閉会中の所管事務の調査で毎回議会終了後に今回も議長のほうから発信されますけれども、その旨にうたってございます。ですからこそ、やはり各常任委員会の活動の中でその旨を報告されたのかなということでありまして。だからこそ、今回の新聞に予算の重要性ということが書かれてあったのかなと思うんですが、やはり予算は重要ではあるんですが、しかしながら、歳入を量って、歳出を制する、歳入を制して、歳出を制すると、お互いどっちも大事であり、予算をつくるときには将来にわたってどうかということを確認に厳密に皆さんで協議して結論を出していくというのが基本であると思います。だからこそ、やはり予算を立てて、その中で、目・節でこの節の部分についてどうしてもこの事業について足りないという

きにはほかの節の部分で予算が立ててあれば、動向次第ではその分を流用するというのもやむなしかなと。これは、管理職の皆さんたち、または町長あたりが認めれば、それはいいことであって、また専決でしたり補正でしたりということで善後策は講じられると思うんですが、ただ、今回の教育委員会の事業については、やはり町長が柱であるという認識のもとに概要書に書かれた事業です。ならば、その重要性をちゃんと認識をして、その変更が生じるときに総務文教常任委員会にその旨をやはり協議の依頼をするなり状況報告をするなりするべきであったかなというふうに思います。ですからこそ、そういうふうに今回みたいに新聞に出たりするんですね。ですから、私たちからすれば、これは当然町長あたり教育委員会あたりで必要だということですから、それはそれでいいと思うんです。大げさに考えることはなかったと思うんですが、ただ、デジタルフォーメーションというのが今うたわれておる中において、やっぱり内部統制であったり報告の義務であったり報告の必要性というのがやられている中において、その報告というのが私は必要である、重要であるということをお願いしたいなと思っております。ですから、今回の教育委員会の件については、先ほど総務文教常任委員長のほうから詳しく説明をしていただきましたし、恐らく内部の委員さんのほうからもいろいろと苦言が述べられたと思いますから仕方ないと思うんですが、しかしながら、それを私たちはいけないとは言いません。議会はですね。ちゃんと議論して、報告してやっていけば、それは何も問題ないんですよという認識で私はおりますから、ほかの議員さんは知りませんよ。私は、そういう認識であります。長年の経験からね。ですので、そういうことに気をつけていただきたいなと思います。

要は、消防の搜索の件についてどのように協議をされたか、委員長さん、よろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてということで質問がありましたので、お答えいたします。

これは、議会初日に質疑ということで出された話です。これだけ施設もあるという中で、そこからの行方不明者等出たときに施設に対しての負担というところで質疑があったかと私は捉えております。それにつきまして、話はもちました。その結果は、今のところは施設での負担は考えていないけども、やはりこの件数とか出勤件数、そういうものの状況、そして予算の執行、そういうものを見計らって、今後検討していく課題ではあるだろうという話で答弁はいただいております。

それと、もう一つ、先ほど佐伯金也議員がおっしゃった、いわゆる委員会活動、

これをやはり遵守し、委員会に速やかに報告、そして相談すること、これは、先ほど私も常任委員長報告の中でお願いをしております。これは、私が1期目、最初に後藤三治議員が議長だったとき、そのときの議長の挨拶で、やはり議会は常任委員会、これを中心として回していく、その言葉、それは今でも忘れてはおりません。できれば事業の変更とか金額の変更、細かいところ、そういうところがあれば、やはり相談をしていただいて、予算化するかどうかというのは委員会のほうにお尋ねしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。ありがとうございました。

今後、出勤回数が増加してくれば、やはり避けては通れない問題になってくることだろうと思います。そういうふうな意見があったということを委員会内で共有をしておいていただきたいなというふうに希望いたします。

あと、教育委員会については、先ほど私の考えを述べましたけれども、これで間違いなのか、間違いではないのかというのを確認しようと思って、昨日も電話したんですけども、なかなか教育委員会の局長あたりとはつながりませんでした。その後、いろいろと連絡を取る方法を考えたんですけども、なかなかそれを確認する方法がございません。一番哀れだったのは、総務課長ですね。私から夜に電話を受けて、かなり私のほうから業務外ではあったんですけども、私の愚痴を聞いていただきました。やはりその愚痴の内容を後で総務課長のほうから聞いてください。

今、総務文教常任委員長が言われたとおり、やはり各常任委員会が活動していて、閉会中もやるわけですから、その中での報告義務というものはちゃんとわきまえていただきたいと思います。今回、各常任委員会それぞれ議案の審議をいたしました。本来は予算の審議ですから、歳入歳出総額的なところの予算でいいんですが、その内容について、歳出の内容について、歳入の内容について、どういう事業をするのか、どういう目的でこの事業をするのかということまで小まめに議論をいたしました。ですから、皆さんたち、担当課長さんたちはそれを聞かれていらっしゃる。だからこそ、こういうことに対していろいろと社会情勢やいろんな状況に応じて変化が生じる場合においては、やはり事前に各常任委員会に報告をして、協議をしていただけるように私としては希望したいと思います。

第8号議案については、いろいろと述べさせていただきました。うちの産業厚生常任委員長あたりも意見を言っていただきました。その中において、私は最後までこの第8号の議案については反対したいと思っていた。でも、委員長のほうからいろいろと言われて、総務文教常任委員長からも報告を受けて、私も心が揺らいでお

ります。年を取りましたからソフトになりました。そういうことで仕方ないと思っておりますので、一括しての採決で議長さんがするのであればそれに従いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

ただいま10番議員から提案がございました。第8号議案は一応分割して採決を取るよう準備をしておりましたが、第8号から第30号まで一括しての採決でよろしいということでございますので、各常任委員会に付託されました議案第8号から議案第30号までを一括して採決したいと思いますと思いますが、異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）この採決は起立によって行います。各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第8号、工事請負契約の変更について、議案第9号、ふるさと応援事業償還基金設置条例の制定について、議案第10号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の制定について、議案第11号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の一部改正について、議案第17号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第18号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第19号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第20号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第21号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第22号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第23号、令和5年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、議案第24号、令和6年度高森町一般会計予算について、議案第25号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号、令和6年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第28号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、議案第29号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、議案第30号、令和6年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、各常任委員長の報告どおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を3月14日午前10時より、第3、第4委員会室にて開催しました。

議題として、議会広報「絆」第92号の作成スケジュール、掲載内容、ページ割、担当割を協議しました。第92号は、12ページにて作成予定となっております。町民の声、担当は7番、8番議員にお願いいたします。編集後記は、1番議員が担当です。

これからも町民の皆さまが手に取り、見開いていただける広報紙を目指し、委員一同頑張っております。来月5月7日納期を予定しております。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）水資源対策特別委員長、本田生一君。

○水資源対策特別委員長（本田生一君）おはようございます。9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

3月14日木曜日午前10時30分より、場所、第3、4委員会室におきまして、委員全員出席のもと、担当課の建設課より課長、審議員、係長の出席を求め、委員会を開催いたしております。

担当課のほうから、簡易水道事業企業会計移行に向けた現状報告を受けております。次回につきましても進捗状況の報告を受け、確認をしながら進めてまいりたいと思います。

以上、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易採決とします。議員派遣については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。この採決は簡易採決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり申し出がありましたので、閉会中の継続調査とすることに決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

一言御挨拶をさせていただきます。

定例会初日の挨拶で町長のほうから、執行部の職員は、本来ならばまだ係長クラスの年齢ですが、本町の都合により一応担当課長をしておられます。責任を持たせるには少し不安があるようなお話でございました。私どももそういうふうに一応感じておりますが、まさに今この定例会でそれが当たったように思います。

初日の質疑では各委員会で質疑をお願いするようなこともございますし、今また質疑がございましたが、議会として今後多岐にわたって質問があるときは合同常任委員会を開き、執行部の答弁を求め、本会議がスムーズに進行するように努めたいと思います。

また、委員会では、不適切な予算を組み、委員の指摘を受けておられましたが、執行部の職員の皆さんも我々議会に遠慮することなく、若いからどうしても議会のほうに遠慮があるかと思いますが、遠慮することなく提案をされまして、協議していただき、議会及び執行部の運営がスムーズにいくことを期待しておりますので、今後、本会議、議会及び委員会がスムーズに執行されますことを希望しておきます。

会議を閉じます。令和6年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員